

## 高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領

### 1 目的と対象魚

この要領は、平成30年3月28日付け29消安第6770号に基づき、本県から大韓民国（以下、「韓国」という。）に輸出される水産動物等の検疫証明について、日本と韓国との協議による合意が図られるまでの間、暫定的に高知県水産試験場が動物衛生証明書を発行するに当たり、必要な手続きを示したものである。

### 2 申請者の資格

申請者は、県内の養殖業者とする。

### 3 検査の実施機関及び動物衛生証明書の発行機関

#### (1) 検査の実施機関

衛生証明のための検査の実施機関（以下、「検査機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方1153-23）又は宿毛漁業指導所（宿毛市小筑紫町湊208-16）とする。

#### (2) 動物衛生証明書の発行機関

動物衛生証明書の発行機関（以下、「発行機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方1153-23）とする。

### 4 動物衛生証明書の発行申請

#### (1) 申請方法

申請者は、生産者ごと、魚種ごと及び生産漁場ごとの集荷（以下、「ロット」という。）ごとに「韓国向け輸出水産動物等の動物衛生証明書発行申請書」（別紙様式1）により申請すること。申請にあたっては原産地証明書、パッキングリスト、副申書（区画漁業権証明）（別紙様式3）を添付すること。

また、当該申請に際しては、輸出するロットから検体を採取し、発行申請書とあわせて検査機関に搬送又は送付すること。

#### (2) 検体数及び検体採取方法

検査対象となる検体数は、高知県海産養殖輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について（平成30年5月1日付け30高漁振第20号）の規定に基づいた尾数とする。検体は、ロット内から無作為に採取し、6に示した検査効力の有効期間内に同一ロット内で複数回の申請を行う場合は、検査不要とする。

なお、採取及びと殺に当たっては、できるだけ魚体を傷つけないよう留意すること。

#### (3) 検体の送付及び搬送方法

検体の搬送又は送付は、事前に検査機関の了解を得たうえで、発行申請書の提出と同時又は申請前に遅滞なく到着するように留意すること。

なお、検体の送付（搬送を含む。）は、検体採取後速やかに行うものとし、搬送又は輸送時にできるだけ鮮度が劣化しないように冷蔵するなどの措置を講じること。

## 5 衛生検査の方法

検査機関は、平成30年3月28日付け29消安第6770号に基づき、検体を検査する。

## 6 動物衛生証明書の発行

発行機関は、前項の検査において異常が認められない場合は、動物衛生証明書「HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF LIVE AQUATIC ANIMALS AND PRODUCTS OF AQUATIC ANIMAL ORIGIN FROM JAPAN TO THE REPUBLIC OF KOREA」（別紙様式2）を発行する。

検査において異常が認められた場合は、検査機関は速やかに申請者にその旨連絡するものとし、証明書は発行しない。

発行機関は、本要領に基づく検査の結果を、漁業振興課に報告すること。

なお、本証明書の効力がある期間は検査した翌日から15日間とし、当該期間内に同じロットでの申請があった場合は、検査を経ずに証明書を発行することができる。ただし、前回の検査において異状が認められた場合はこの限りでない。

## 7 証明書の発行申請前の手続き

輸出者は電子メール又はNACCSを利用して年度内の食品輸出計画書（別紙様式4）を毎年書面にて発行機関あてに提出すること。

輸出計画書には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載する。提出後に輸出先国、地域の追加が生じた場合は別紙様式4により、別途当該計画書の変更を届け出ること。

なお、輸出年月、輸出品目又は輸出数重量の変更が生じた場合は届出を要しない。

## 8 その他注意事項等

### （1）検査機関の申請日及び検体受け入れ時刻

検査機関の当該申請の受付は、搭載予定日の概ね5日以上前（土日祝日を除く。）までの日とする。また、検体の受け入れは、平日の9時から16時までとする。ただし、申請書の提出は、検体の受け入れと同時又はそれ以前であることとする。

### （2）検査機関の責任

この要領における証明は、検査した魚について異常が認められないことの証明であって、養殖魚の輸出に関する責任を負うものではない。

#### 附 則

平成 21 年 8 月 5 日より施行する。

平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

平成 29 年 1 月 5 日より施行し、平成 29 年 1 月 1 日より適用する。

平成 30 年 5 月 1 日より施行し、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。